

乗って楽しむ信州の鉄道事業実施要領

(一社) 長野県観光機構

1 目的・趣旨

新型コロナ収束後の反転攻勢期における観光需要の回復に向け、本県ならではの観光コンテンツのひとつである観光列車について、運賃の割引により運行を支援し、観光消費を促進する。

2 支援対象

県内に本社がある鉄道会社

3 支援要件

以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 内外装を凝らし、味覚を楽しみながら旅行が出来るなど、乗ること自体を目的とした観光列車であること。
- (2) 以下の期間に催行されるものであること。(列車の運転日がいずれもこの期間内であること。) 令和2年7月23日(木)から令和2年12月31日(木)まで
- (3) 申請受付期間：令和2年7月21日(火)から令和2年11月30日(月)到着分まで
- (4) 運賃を含むセットプランとし、一時的なイベント等を目的したプランは対象としない
- (5) 「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づいて運営していること。

4 支援額

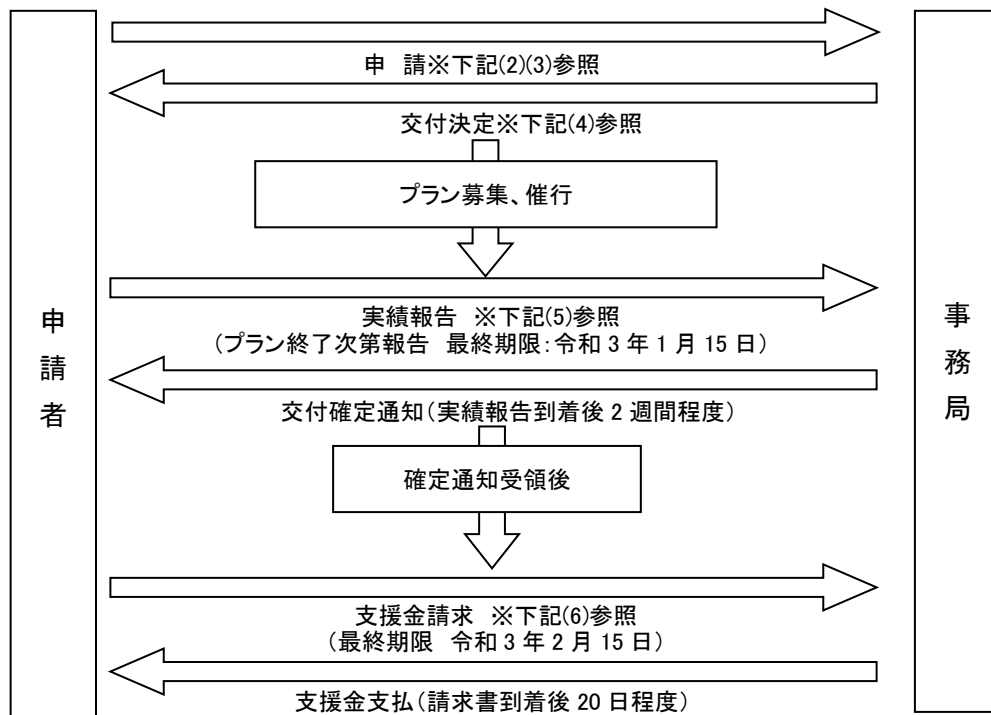
6,000円以上の商品に対して、3,000円

3,000円以上6,000円未満の商品に対して、1,500円

5 事務取扱手順

(1) 事務の流れ (毎月25日までに翌月の販売見込を申請する)

(毎月15日までに前月の販売実績を報告し、精算する。)



(2) 申請の方法

①申請者は、以下の書類を事務局に提出するものとする。

ア 支援申請書（様式第1号）

イ 支援申請しようとするパンフレット（任意様式）

新たな企画を販売する場合、内容がわかるパンフレットを都度送付すること。

②上記申請書類は郵送により、下記事務局あて提出するものとする。

【郵送先】 〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 長野県庁 1階

一般社団法人 長野県観光機構 販路・市場開拓部 県内観光列車運行支援係

(3) 申請受付期間

令和2年7月21日（火）から令和2年11月30日（月）到着分まで

令和2年7月23日（木）から令和2年12月31日（木）の期間内に催行されるプランが対象。

但し、申請金額が予算金額 又は 申請人数が6000名に到達した場合、受付終了とする。

(4) 支援金の交付決定

各申請受付期間終了後、内容等の審査し優れた企画に支援を行う。交付の可否を支援申請書の事務局記載欄に記載し、FAXにて通知する。（交付が認められた場合は、申請書に記載された催行予定人数をもとに交付上限額を算出し、通知します。ただし、実際の支援額は、催行実績によります。催行されなかった場合、支援金は交付しません。最終申請受付期間の回答は12月15日（火）までに回答します。

各支援金額は、交付決定の際に記載する交付上限額を上限に支払うものとする。（催行実績が申請書に記載された催行予定人数を上回っても、交付上限額を超えて支援金を請求することはできません。）

(5) 実績報告及び支援金額の確定

①支援金の交付決定を受けた者（以下「支援事業者」という）は、支援申請書に記載した催行期間終了後、「実績報告書」（様式第2号）及び添付書類を提出するものとする。

【提出書類】

ア 実績報告書（様式第2号）

イ 内容のわかるパンフレット、最終行程表等

ウ 利用人数がわかる書類※コピー可。

②上記実績報告は郵送により、下記事務局あて提出するものとする。

【郵送先】 〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 長野県庁 1階

一般社団法人 長野県観光機構 販路・市場開拓部 県内観光列車運行支援係

③事務局は、①による実績報告の内容を審査し、適正と認められる場合は、支援金額を確定し支援金額確定通知書（様式第3号）により支援事業者に通知する。

④上記実績報告は終了次第すみやかに行うものとし、最終報告期限を令和3年1月29日(金)までとする。最終報告期限までに報告がない場合は、支援金を交付できない場合がありますので、ご注意ください。

(6) 支援金の請求

支援事業者は、上記(5)③の支援金額確定通知書を受領後、「支援金請求書」(様式第4号)により確定した支援金額の請求を事務局あてに行う。

なお、支援金の請求期限は令和3年2月15日(月)までとする。

(7) その他

申請書の提出日から令和3年3月31日までの間に、旅行業法等の違反による営業停止等の処分が決定した場合は、支援金交付前であってもは交付の取消、交付後であってもは支援金の返還を請求します。

6 問い合わせ

(事務局)

一般社団法人長野県観光機構 販路・市場開拓部

(電話) 026-234-7219

(E-mail) yukyaku@nagano-tabi.net